

事務連絡
令和4年5月13日

各 〔 都 道 府 県 〕
〔 保 健 所 設 置 市 〕 生活衛生担当課 御中
〔 特 別 区 〕

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

公衆浴場における衛生等管理要領等の遵守について（その2）

本件については、令和4年4月15日付け事務連絡「公衆浴場における衛生等管理要領等の遵守について」により、貴管下の公衆浴場、旅館・ホテル等レジオネラ症の発生が想定される施設に対して、公衆浴場における衛生等管理要領等の遵守及びレジオネラ対策の徹底等について、周知をお願いしたところです。

当該事務連絡でお知らせした神戸市の事例について、レジオネラ症発生の直接的な要因は判明していないものの、気泡発生装置の清掃不足や、配管の日常の洗浄消毒不足が要因と推定されたと聞いており、本事例と関連して、専門家から聴取したご意見を踏まえ、公衆浴場における衛生管理上の留意点をお知らせしますので、改めて周知いただきますようお願いいたします。

記

【本事例を踏まえた公衆浴場における衛生管理上の留意点について】

- ・公衆浴場における衛生管理について、令和4年5月13日当課事務連絡で通知した「入浴施設の衛生管理の手引き」（以下「手引き」という。）P.1「I. 総合衛生管理プログラム」を取り入れる。
- ・施設内自主管理マニュアルや点検表について、国が示す最新の通知等に適合するよう、適時見直しを行う。
- ・配管の洗浄については、手引きP.41「II-6. 循環配管」に記載されている循環配管の洗浄を導入することが推奨される。
- ・気泡発生装置は、構造上、洗浄消毒がしにくく、レジオネラの増殖の危険性が特に高いため、手引きP.47「II-11. 気泡発生装置等」を参考に、洗浄消毒を徹底する。